

令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校の学習者用端末販売に係る業務協定仕様書

1 件名

令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校の学習者用端末販売に係る業務協定

2 目的

令和9年度（2027年度）に熊本県立高等学校に入学する生徒（以下「生徒」という。）及び当該生徒の保護者（以下「保護者等」という。）が、充実した機能と保証が付帯された学習用端末（以下「端末」という。）を確実にかつ低コストで購入することができ、安心してICTを活用した学習に取り組むことができる環境を整備することを目的とする。

3 協定締結期間

協定締結日から令和10年（2028年）3月31日まで

4 概要

保護者等の費用負担により端末を整備するため、県と協定を締結した学習者用端末の調達業者（以下「事業者」という。）は、インターネット上で保護者等へ端末を販売するためのウェブサイト（以下「ECサイト」という。）を構築・運営し、保護者等への販売を行う。

なお、端末の販売に当たっては、端末の調達や保証の付帯、キitting等完成了させた上で、各学校へ納品する。

また、事業者が保護者等へ端末等を販売する際には、「熊本県立高等学校学習者用端末購入費補助事業費補助金」（以下「県補助金」という。）の交付手続を別途行い、県補助金を控除した金額で販売するものとする。

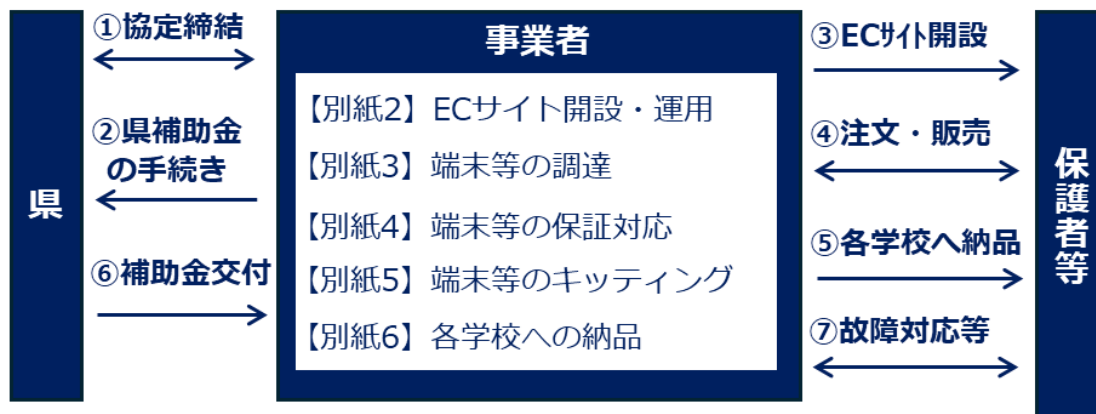
5 業務内容

- (1) 事業者は、インターネット上でECサイトの構築・運用を行う。
- (2) ECサイトの要件等は、別紙2「ECサイト運用仕様書」のとおりとする。
- (3) 保護者等は、ECサイトを活用して事業者と売買契約を締結し、学習者用端末を購入する。
- (4) 学習者用端末の性能は、別紙3「学習者用端末仕様書」を満たすものとする。
- (5) 端末の保証内容は、別紙4「端末保証仕様書」を満たすものとする。
- (6) 端末のキittingは、別紙5「キitting仕様書」を満たすものとする。
- (7) 納品先は、別紙6「納品先一覧」のとおりとする。

(8) 保護者等の端末購入に当たり、県から事業者へ保護者等に販売された端末に県補助金を令和9年度（2027年度）に支給する予定。

なお、事業者から保護者等への販売は、県補助金分を控除した金額で販売するものとする。

(9) 事業スキームは次のとおりとする。



6 端末の販売台数及び販売価格

(1) 販売台数

9,000台(※)

※令和8年度(2026年度)合格者数等をもとに想定した台数であり、入学者(購入者)数の減少等により販売台数が減少した場合、減少した台数分の費用を県は負担しない。

(2) 販売価格

令和8年度(2026年度)県立高等学校入学生向けの販売価格(※)を参考にした上で、事業者において販売価格を設定すること。県の補助金額については、公募時点の予定金額(15,000円)で算定すること。

※49,900円(消費税及び地方消費税を含む、県補助金15,000円控除後)

なお、販売価格は、端末本体だけでなく、付帯する保証やキittingなど、生徒への端末販売に必要な全ての費用を含めて設定すること。

また、販売台数が減少した場合においても、販売価格は変更不可とする。

(3) その他

保護者等がECサイトで端末を購入する際、オプションで1年の延長保証(計4年間)(※)を保護者等の費用負担により選択できるようにすること。

※定時制及び通信制の4年課程で使用することを想定。

7 スケジュール

本業務の主なスケジュールは次に掲げるとおりとする。なお、詳細は、県及び事業者で調整をした上で決定する。

(1) 令和8年(2026年)11月まで:事業者は、端末の概要(スペックの概要や価格)及び販売方法等を記載したチラシ(※1)を作成し、県へ電子データを納品する。

※1: A4サイズ・両面1枚・カラー

- (2) 令和9年(2027年)2月末まで:事業者は、端末の詳細(スペックの詳細や価格、付帯する保守等)や問い合わせ窓口、ECサイトでの手続等をまとめたリーフレット(※2)を作成し、県へ電子データを納品する。
※2: A3サイズ・両面1枚・カラー(A3サイズをA4に折り込んで使用)
- (3) 令和9年(2027年)3月5日まで:(2)の紙媒体を学校ごとに作成し、事業者から各学校へ納品(※3)する。
※3: 別途県が調達する学習者用端末(経済的困窮世帯等向けの貸出端末)の案内に関する通知等も同封
- (4) 令和9年(2027年)3月10日~4月30日:事業者は、ECサイトの開設を開設し、保護者等へ端末を販売する。ECサイト閉鎖後、追加で入学者が発生した場合などには、必要に応じて随時ECサイトを開設する。
- (5) 令和9年(2027年)4月30日まで:事業者は各学校に端末を納品する。

8 端末の納品時期等

(1) 納品期限

- ①令和9年(2027年)4月19日までの注文:同年4月30日までに納品
②同年4月20日以降の注文:同年4月30日以降に速やかに納品

(2) 納品方法等

- ①保護者等からの注文後、10営業日以内に支払処理を実施し、代金の支払いを確認(分割払いの場合は審査終了)できた場合、納品できるものとする。
- ②販売手続完了後、商品を購入した保護者等(以下「購入者」という。)に対して、購入した端末等の金額の内訳を記載した領収書を発行すること。また、領収書は、必要に応じて再発行を可能とすること(領収書と同様の内容を証明するものでも可)。
- ③学校への納品時は、複数台の端末を段ボールに集約するなど、各学校の担当者が受領する際の負担を軽減すること。また、各学校で円滑に生徒へ配布できるよう、端末へのラベル貼付や梱包方法等を事前に県へ協議すること。
- ④納品時は、各学校の担当者の立ち合いのもと実施すること。なお、各学校の連絡先や担当者の情報については、事前に事業者が全学校の情報を集約した一覧表の様式を作成したうえで、県から各学校へ記入を依頼して把握する。
- ⑤事業者は、購入者の氏名や購入内容を一覧表化した資料を学校ごとに作成し、電子データで県及び各学校へ提供すること。
- ⑥事業者が各学校で納品等の作業を行う際には、学校の施設や設備を損傷しないよう注意すること。

(3) その他

- ①納品日時や納品場所の詳細については、事業者が各学校と調整すること。
- ②天災又は不可抗力その他正当な事由により納品を完了できない場合には、当該事由が発生した後速やかに県へ報告し、県と事業者で協議をしたうえで納品期限の延長を決定するものとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、事業者に交付する県補助金を除き、県は費用を負担しないため、本業務に必要な一切の費用を考慮したうえで、保護者等への販売価格を設定すること。
- (2) 端末の購入や故障等に関して、学校や保護者等から問合せがあった場合、事業者は、迅速かつ丁寧に対応すること。なお、合格発表から端末購入までの期間など、学校や保護者等からの問合せが増加することを想定した上で、問合せ対応の体制を構築すること。
- (3) ECサイトを利用できない保護者等がいる場合には、ECサイトを利用せずに端末を購入できるよう事業者が対応すること。
- (4) 納品時までに判明した不具合や、納品後に判明した不具合（リコール）並びに初期不良については、事業者がメーカーと協力して、該当する機器全てを対象に部品交換や機器交換、修理対応等の措置を講ずること。なお、当該措置に係る費用は、事業者の負担とする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「電子情報に関する取扱特記事項」を遵守すること。
なお、甲は熊本県、乙は事業者を意味するため、留意すること。
- (6) 本仕様書に定めていない事項や疑義が生じた場合には、県及び事業者で協議して対応するものとする。

【別記 1】個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第 3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第 4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第 5 乙は、業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け、又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第 6 乙は、業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第 7 乙は、業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、業務に関して知ることのできた個人情報に契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 9 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第 10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第 12 乙は、業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第 13 乙は、業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄をした旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第 14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律第 176 条又は第 180 条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第 15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又はこの特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第 16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第 17 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第 1 項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第 18 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

【別記2】電子情報に関する取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、同業務を実施するに当たっては、情報資産等について適正に取り扱い、情報資産等の漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。

2 この契約による業務の遂行に当たっては、乙は、甲の指導に従わなければならない。

(責任者等の明確化等)

第2条 乙は、この契約による業務に係る責任者や作業者を明確にするとともに、これらの者が変更する場合には、その旨甲に届け出なくてはならない。

2 乙は、この契約による業務に係る作業場所を特定し、情報資産の紛失を防止しなければならない。

(提供されるサービスレベルの保証)

第3条 乙は、この契約による業務に関し、通信の速度及び安定性、システムの信頼性の確保等の品質を維持するために、必要に応じたサービスレベルを担保しなければならない。

(アクセス許可等)

第4条 乙は、この契約による業務に係る情報資産の保護の必要性を理解し、同業務の内容に応じたアクセス制御（パスワード、取扱い者の制限等）を行わなければならない。

(従業員に対する教育の実施)

第5条 乙は、この契約による業務に関し、情報セキュリティに対する意識の向上を図るために、従業員に対し教育を行わなければならない。

(目的外利用の禁止)

第6条 甲から提供された情報資産につき、乙は、この契約による業務以外で保有し複写し、又は利用してはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(守秘義務)

第7条 乙は、この契約による業務中及び業務を終了した後も、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(再委託に関する制限事項の遵守)

第8条 乙は、この契約による業務の工程の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。

2 甲が再委託を認める場合においては、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、乙と同等の水準であることを確認し、乙が担保した上で認めるものとする。

(この契約による業務の終了時の措置)

第9条 この契約による業務の終了時は、不要になった情報資産を返還させるか廃棄させるか等その取扱いについては、契約時に明確にしておかねばならない。

(定期報告及び緊急時報告義務)

第10条 甲は、乙に対して必要があると認めるときには、この契約の履行状況等について定期的に報告を求められることができるものとする。

2 乙は、この契約による業務に関し、緊急事態が発生した場合には、甲へその事実を報告しなければならない。また、緊急時の甲への連絡先を事前に確認しておくとともに、その連絡先に含まれる個人情報の取扱いについては十分留意しなければならない。

(甲による監査等)

第11条 甲は、この契約による業務に関し、乙が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、乙に監査、検査を行うことができる。

2 乙が第三者に再委託する場合、甲が当該第三者に対して本契約の履行状況等について、随時に監査、検査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第12条 この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、甲から外部への適切な説明責任を果たすため、乙は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントにつき外部へ公表する必要があることを了承しているものとする。

(損害賠償等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。